

新木場四丁目12番59 質疑回答

質疑番号	記載部分	質疑内容	回答
1	2ページ 第2(1)について	<p>要綱第2(入札に参加できる者)の(1)について</p> <p>弊社では江東区において、2棟の工場・作業場・事務所の賃貸事業を営んでおります。</p> <p>今回こちらに入居されている事業者様より事業拡大の為、本用地を弊社で落札、建築後に賃貸したい旨要望がありました。</p> <p>弊社は要綱第2(1)に定める資格を満たしているでしょうか。</p>	<p>「本用地を弊社で落札、建築後に賃貸したい」とのことですが、要領第32(4)(処分等の制限)に記載のとおり、使用及び収益を目的とする権利を設定することはできません。</p> <p>従いまして、貴社が本用地を落札し、建築後に賃貸することを目的とした申込は認められません。</p>
2	2ページ 第2(1)について	<p>“江東区内で、自ら事業を営んでいる者である”の定義について質問です。事業活動を行うための拠点の一つが江東区内にある場合もこれを、江東区内で自ら事業を営んでいる者とみなされますか？なお、本店は江戸川区にあります。</p>	<p>登記簿謄本や現地調査等により、拠点が江東区内にあること、貴社自ら事業を営んでいることが確認できれば構いません。</p> <p>なお、移転の対象とする土地、施設等は、江東区内に限られますので、江戸川区の本店の移転を目的とした申込は認められません。</p>
3	3ページ 第3(2)の5行目について	<p>“跡地を、買受地に移転した施設等と同一の施設等を配置するための用地として使用しないこと”とありますが、これはなぜですか？跡地が例えば第1倉庫の場合、買受地を第2倉庫とするわけにはいかないでしょうか？</p>	<p>この土地は、買受地への移転によって跡地周辺の環境改善を図ることを目的として、要領第3の利用条件を設定し、売払うものです。</p> <p>したがって、移転を伴わない土地利用や、移転した施設と同一の施設を跡地に配置することは、認められません。</p>